

令和6年5月28日

保護者の皆様

大東市立住道中学校
校長 蔭山 正照

気象警報発令時および地震発生時の対応について（お知らせ）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、以下のとおり、気象警報発令時の対応についてお知らせいたします。なお、以下の内容については、生徒手帳（P24～P27）にも記載されています。

大阪府全域あるいは大東市に「暴風警報」、「校区の一部」に「避難指示（レベル4）」が発令された場合

1. 午前7時の段階で「暴風警報」が発令されている時は、登校しない。（自宅待機となります。）＊給食はありません。
2. 午前7時の段階では警報が発令されていないが、家を出るまでに「暴風警報」が発令された場合も、登校しない。（自宅待機となります。）＊給食はありません。
3. 午前9時までに「暴風警報」が解除された場合は、午前10時始業とします。
＊午前中授業になります。昼食は必要ありません。
4. 午前9時までに「暴風警報」が解除されていない場合は、臨時休業とします。
5. 生徒が在校時に「暴風警報」が発令された場合、学校で生徒を待機させ安全確認、気象情報、校区の状況を的確に把握した後、教職員による安全確保を行い、まとまって下校します。

大阪府全域あるいは大東市に「特別警報」、「校区の一部」に「緊急安全確保（レベル5）」が発令された場合

1. 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている時は、臨時休業とします。
2. 生徒が在校時に「特別警報」が発令された場合、原則として学校で生徒を待機させ、状況に応じて大東市教育委員会からの指示に従います。

大東市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

1. 登校前に「震度5弱」以上の地震が発生 ⇒ 臨時休業（休校）とする。
2. 登校後に「震度5弱」以上の地震が発生 ⇒ 原則として、学校待機とする。教職員が安全確認等を行い、原則として保護者等への引き渡しを行い下校する。

○警報発令時の措置については、幼稚園や小学校と異なることがあります。

○学校への問い合わせは、原則としてご遠慮ください。緊急メール及びホームページにて、お知らせいたします。

○東部大阪に「暴風警報」または「特別警報」が発令されていても、大東市がふくまれていなければ上記の対応となりませんので、ご注意下さい。

○上記にかかわらず、別途、ホームページ等で学校から指示があればそれに従って下さい。